

馬奈木昭雄弁護士オーラル・ヒストリー（六） よみがえれ！有明訴訟開門確定判決

土 肥 勲 嗣

はしがき

今回は、前回に引き続き、有明海の諫早湾干拓事業をめぐる話である。漁民らが干拓工事の差止めと仮処分を求めて佐賀地裁に提訴してから今年で二〇年になるが、二〇二二年現在でも紛争は継続している。紛争は長期化し解決に至っていない。長期化し、複雑化した紛争を解決するためには、絡んだ紐をいったん解きほぐす必要がある。

前号でも確認したように福岡高裁や公害等調整委員会は、「定性定量」を理由に、堤防閉め切りと漁業被害の因果関係を認めていなかった。ところが、佐賀地裁および福岡高裁は、常時開門を求める漁業者らの請求を認める判決を下した。裁判所の判断が覆った論理はどのように組み立てられたのか。二〇一〇年、開門を命じる福岡高裁判決は確定したにもかかわらず、いまだに潮受け堤防は開門されていない。裁判所の判決が確定すれば、その判断に基づいて、紛争が解決に向かうと推測するのが一般的だと思うが、そうならないのはなぜなのか。

ぜなのか。

福岡高裁判決が確定した二〇一〇年一二月は、自民党政権ではなく、民主党を中心とする政権であった。民主党は、大型公共事業の見直しを掲げて、世論の支持を受け、国会での議席を増やしてきた経緯があった。なぜ、政権交代が起きても政策転換には至らなかったのか。

開門を命じる裁判所の決定に対して、二〇一一年以降、開門を認めない裁判所の判断が下されるようになった。すなわち、営業者らによる開門差止めを求める訴訟の被告となった国は、控訴することなく、開門差止めの裁判所の決定を受け入れていくのである。馬奈木弁護士は、裁判所と国の「慣れ合い訴訟」と呼んでいる。

弁護団長を務める馬奈木昭雄弁護士は、紛争の当事者の一人である。馬奈木弁護士のお話は、紛争の内幕を理解するのに役立つだけでなく、紛争を解決するための手掛かりとなるであろう。

馬奈木昭雄弁護士のインタビューは、二〇二二年三月二日

に久留米第一法律事務所でおこなわれた。私が文字に起こした文章は、馬奈木弁護士に読んでいただいて、大幅な加除修正を施したうえで、活字になっている。その際、古田順子さんには大変お世話になった。

勝ったときの心配

仮処分をめぐって佐賀地裁で勝って、福岡高裁で取り消されて、公調委でも結局半年後まったく同じ因果関係を否定する論理構成、つまり定量的に因果関係が証明されていないという理由で敗れるわけですね。これからの取り組みをどう組み立てるのか。実はわれわれは仮処分で負けるとは思っていなかった。勝って一気に決着をつけるつもりだった。

ほとんどの弁護士は勝訴判決を取ることを目指して頑張る。判決に勝つことがとりあえず至上目的です。勝訴判決を取ることが到達点で、その後の展開は原告らが自分たちで頑張るべきで、弁護士である自分の仕事とは思っていない。判決で勝つ前提に立っているけど、負けたときにはどうするのかについては一生懸命心配している。

ところが九州では特に板井優弁護士、私の考える路線は負けたときの心配をしない。判決前に新聞記者からも「負けたときはどうしますか」と質問がある。「いささかも変わりません。従来通りの方針です」という答えになるわけですね。「勝ったら拍車がかかるけど、負けてもちよっと歩みが遅く

なることはあっても、方針を変更することはない。勝つ負けるで今後の取組みは一切関係ありません」と答える。

負け惜しみを言っているわけではない。事実そうなんですよ。勝ったときにどれだけ追い打ちをかけることができるのか。一気に推し進めることができるのか。実は勝ったときの心配をしている。これは普通の弁護士団ではまずない。私の長男が福島原発の生業訴訟の事務局長をしています。水俣病訴訟以来の私のやり方をみているから、福島の生業訴訟は当然判決が到達点ではない。被害の現状回復を目指して押し込むたかしの出発点だと。勝った後どう展開するのが主要テーマですよ。今回最高裁で、有明訴訟と同じ第二小法廷で国の責任を否定されましたが、いささかも方針の変更はないのだと思います。第二陣以下のたかいでさらに追い打ちをかけていくたかいが取り組まれるのだと思います。たかいかの方法が受け継がれているのではないのでしょうか。

追加提訴

当然われわれは仮処分で勝つと思っていた。一気に勝負をつけよう。一気に勝負をつけるためにはいまの力では足りない。特に漁民の力が足りない。とりあえず原告の追加提訴をしよう。原告の追加提訴運動をもう開始していた。当時千人の原告のうち漁民は二百人でした。あとの八百人が市民原告です。漁民原告を千人までしよう。負けた時の心配ではな

くて、勝って追い打ちをかける、決着をつける取り組みも思っていたわけですね。

ところが負けたわけですね。いささかも方針に変更がないのはその通りなんです。追加提訴の意義付けが変わったわけね。われわれの新しい意義付けは、こんな判決を許しているのか。

国は裁判所に、われわれを負けさせたらペシヤンとへこむ国を勝たす仮処分結論を出してくれたら潰してみせる、と豪語したんだと思いますよ。私は、裁判所はものごとを解決する役割だと心得ておられると思う。結論はどちらにせよ解決できるのならそれでよい。国を勝たしてくれば漁民を潰してみせる、解決できるよと。公調委もそうだと。われわれを負けさせてここで一気に潰そうという話に裁判所がのつたという判断です。

それならば潰れないよ。漁民はかえって怒ったぞ。紛争がますます拡大したじゃないか。これで解決つくなんて思ったら大間違い。裁判所はものの考え方の根本が間違っている。と口だけで言ってもしょうがないから、原告を増やして、漁民は怒った、こんな判決で解決にならないことを形で示そうじゃないかという方針ですね。

追加提訴はもともと想定していたけど、それで急いだ。特に漁民を急いだ。それで漁民の追加提訴八百人です。高裁で敗れた一カ月後追加提訴します。その半年後に公調委で敗れるわけですね。公調委が同じ論理でわれわれを負けさせると

はあらかじめわかっていた。高裁が因果関係を否定する結論を公調委の結論とは別に勝手に一方的に出すことはできないはずですから、同じ結論になるよねとわかっていた。公調委で敗れた後でもさらに原告を増やしていった。

追加提訴の八百人ほとんどが熊本の漁民です。公調委で負けたとき、これは長崎の漁民です。五百人追加提訴します。われわれを負けさせる結論では誰も納得しない。かえって拡がった。特に漁民は怒っているよと。長崎は全県民をあげて干拓事業推進で一致しているし、漁民も当然賛成していると大宣伝しているのがウソなんだ、漁民は事業に反対している、ということを具体的に提訴によって示した。物事を解決したければ漁民が納得するものでないと解決しないということを態度で示した。この方針が大成功です。その後はわれわれが主導権をもって訴訟と運動を展開できたわけですね。

千人健診

水俣病でも流れを大きく変えたのが東京の学士会館での熊本県とわれわれの対決です。三次訴訟で未認定患者救済問題を解決するためにどうしたらいいのか。「われわれが要求する和解案しか解決の方法はないだろうが」と言うと、熊本県の担当者は「そんなことはありませんよ。解決できる」、「面白い、どうしたら解決できるのか」、「何もあなた方と話しをしなくてもよい。川本グループと話をつければよい」と言い

放った。「本当にそうなのか。川本告発グループと話をつければものが解決するのであればそのとおりやればいい。どうぞおやりなさい」と学士会館で喧嘩別れになるわけです。

われわれがそのときに一斉に取り組んだのが千人健診です。われわれはそれを実行してみせるわけですよ。千人健診と言っても受けるひとがいなければいけません。われわれは受けるひとを集めきっていた。問題は千人も健診する医者を通してこれるのが勝負になった。これはもう医師団の藤野先生が全国からお医者さんを集めてきた。結局われわれは千人健診をやってみせる。湯ノ浦、田ノ浦ですね。

千人健診の結果、見つかった患者が新しく原告となって追加提訴ですね。さらに追加の千人健診の追い打ちをかける。それで熊本県は素直に屈服して「考え方が間違っています。た」「あなたたちと話し合いをしないと解決できないのはよくわかりました」と。それからですよ、熊本県とわれわれの間でお互い信頼関係を確立していったのは。熊本県とわれわれとの間で、真の被害の解決をめざして国の認定業務との対決が共同したたかになったわけですね。

川辺川ダム問題

しかも決して忘れてはならないのはその流れがそのまま川辺川のたたかになる、ということですよ。熊本県の職員と弁護士との信頼関係、いわば仲間ですよ。一緒にたたかかった

理念を共にする仲間がそのまま川辺川に行く。川辺川の県庁の担当者は、水俣病と一緒に討議した仲間だと潮谷知事が西日本新聞の「聞き書き」で言っている。だから信頼関係があった。われわれと喧嘩するのではなくとも住民の立場にたって共同して国と向かい合う、長崎県とはまったく方向が違うわけですね。球磨川の内水面漁協の漁民の権利をめぐるの取用委員会です。最後に国に対して引導を渡した委員長がチソンの代理人ですからね。やっぱり熊本県での水俣病の闘争というのは、文字通り、民主主義の学校ですよ。地方自治体はどうあるべきか、自治体が住民の生活と権利をどうやって守っていくかという民主主義の学校だった。ところが川辺川ダム問題では今回のあの球磨川水害めぐって、県知事も変わった、当時の職員もいなくなった、共闘関係の弁護士がいささか少なくなるところで逆転劇が起きています。わたしはなんかはみている。基本的には熊本県と住民との間の信頼関係が弱まっているというのが一番問題だと思えますけどね。

川辺川の裁判の取組みではわたしは水俣から帰ってきてすぐのころに住民の代表の方が久留米まで相談にきた。ちょうどわたしは筑後大堰をやっていた。それで私は水の収奪事業だという認識でしかも農民から奪った水を都市用水・工業用水にわたる水資源開発の基本パターンでお話していた。

ところが実は利水がほしい農民の方もいらつしやる、水害の被害は本気で防止したいというひともちいた。私の認識のそのこのニュアンスが若干ずれていた。かみ合わない部分があっ

た。私の話だけでは納得できなかったのではないですか。それでさらに板井先生のところに行った。農民の中心メンバーですよ。わたしが思っていたイメージと実際の直面しておられた問題点とにずれがあった。しかもこちらは治水というのは本気で思っていないかったですよね。

こちらは久留米市労連が戦力の中心だったという点もある。農民、漁民もいたけど中心メンバーではない。農業問題は、都市用水、工業用水に水を奪う手段として農民の水を奪うというパターン化した発想が頭にあった。個別具体的な農民の問題点という意識が本質的に足りなかったですね。板井先生がそこはきっちり修正した。

わたしは要所要所で顔をださせてもらった。一審判決で敗けたときは特にわたしは一席ぶっている。土地改良事業で法律上は三分の二の同意が必要ですけど、九五%ぐらいの賛成がないと福岡の県営の土地改良事業は認めない。つまり変わりが反対しているのであって、ほとんどの農民は賛成しているというぐらいじゃないと福岡では県営事業はやらなない。それが当たり前なんで、三分の二ぎりぎりかどうかというのには誤っている。高裁で必ずひっくりかえせると。それからあと三分の二の賛成者といわれる署名のこのころの問題に集中していった。

この川辺川の取組みではいくつかの原則が重なっている。主戦場は当然現場にある。しかも現場での事実主義、現場で起きている事実を直視しようや。農民の要求は何か。市民の

要求は何か。水害が大きいから本当の水害対策としてどうなのか、という位置づけですよ。水俣病弁護団の伝統がそのまんま一〇〇%、二〇〇%になるのかな、発展させて、川辺川はその総結集の成果だと思います。

公共事業の解決の仕方

板井先生の追悼文集で書きましたけど、板井先生は公共事業をやめさせた場合の解決の仕方、法的処理の仕方の原則的なルールまでつくってみせるつもりだったと思っています。終わらせるためには法的処理の制度を確立しないとけない。事前に動いていない段階で止めるのはそれまでに生じた問題の後始末が比較的に起きないけど、動き出したものは止めればいいというものではない。それまでやってしまったことの後始末がいる。そのためにはもの考え方がいる。哲学がいる。先生はそれをやろうとしていた。

諫早で止める後の解決の仕方ね。板井先生も一枚かんでもらっていた。川辺川で止めて、一定の方策を打ち出しとして、それを諫早で実現して実施させようと思っておられたと思う。石木ダムも動いて住民のかなりの方が出て行ったあとの話ですからね。出て行ったひとたちが梯子をはずされる。それに対して一定の金銭補償というだけですむ話ではない。もっと生活全般を含めて、一定の回復というよりも地域の再生、発展ですよ。川辺川、諫早、石木ダム、この三つの行

政がいう住民の利益に反したみせかけの公共事業から、住民のための真の意味での公共事業への転換という目的と、転換した場合の具体的な処理の仕方、法的制度的担保の確立をここで一気にやろうと板井先生はそう思っていたんだと思う。当然私も一緒に取組んでいく決意だった。残念ですよ。

国営土地改良事業の目的は何か

仮処分敗訴というだけでは国がいう方向での解決はありえないことをまず示した。そのあと何回も国が描く方向での解決はあり得ないことを示すことになるけど、これが第一ラウンドです。屈服しないことを形で示したうえで、漁民が怒っているという話です。では漁民だけではなく住民が怒っているよという話をどうやって展開していくのか。

いまやっている裁判に市民として参加するのは実はあんまり建設的ではない。もっぱら裁判は漁業被害の話になるから、それは市民の被害は何かという話にはならない。県民、市民の被害の問題としては干拓地が完成して県費を投入するというのが問題になる。一括して県の公社に干拓地を預けるという話になってきていた。そこでそもそも国営土地改良事業の目的は何ですかと正面から問うことが県民、市民の立場からの論点として中心にすえられた。

まず市民の立場、特に諫早市民の水害防止だというのは話にならない。最初からデマ宣言に決まっている。市民の防災

の役には立たないというのはいちいち議論しなくても簡単です。農水省は市民の水害防止にはなりませんと認める。それよりも農水省がいつから一般市民の防災を担当する官庁になつたのかと国交省がかんかんに怒っている。制度上ありえない話なんです。

農水省の防災事業は農地の防災事業であつて、一般市民の防災事業をやるわけがない。最初からデマ宣言です。日本の官僚制度ではありえない話です。市民の防災は最初からナセンスです。本当は問題はあの周辺の旧干拓地といわれる地域の農地の被害いわゆる冠水被害です。しかし諫早大水害による被害を記憶している市民にとっては、大水害を防げるといふ宣伝は疑問なく受け入れられた。高潮を防ぐというのがひとつの防災の目的です。その防災をどう考えるかというのが住民の問題ですね。

土地改良事業のそもそもとして今からの農業をどう考えるのかという問題が中心にある。干拓農地を造り出して、従来より大きく前進させた農業をするのが目的かというとな本件の国営の土地改良事業は法律的には少し違う。造り出した干拓地できちんとした農業をするだけではなく、周辺地域と一体となつて前進した農業をするというのが本件の事業目的です。だから干拓地だけの農業だけを考へてはいけません。あの諫早周辺地域全体の農業を考へないといけないのです。それが法的に正しい目的です。

普通だったら干拓農地はひとりひとりの農民に払い下げる

わけですね。ところがそれでは周辺全体の農業を推進するという事業目的は達成されない。全体の農業を考えるとこのからいえば干拓地全部を一体として払い下げる。だから公社に一体として払い下げる。そして公社が事業目的を達成できる営農を周辺地域全体として展開していく。個々の農民には払い下げないという方針になる。だから全体の農業が前進しないといけないという事業目的になる。本当にそうなのではないかという問いかけですね。もちろん現実にはこの一体としての払い下げは、あくまでも建前の論理の説明に過ぎず、本当のところは個別の農家に払い下げようとしても応じる農家が集められなかった、ということだと考えています。決して個々の農民に喜ばれる干拓地ではなかったことが明らかです。このことはその後の干拓地の営農が決してうまくいっているわけではない、ということからも証明されています。

開門反対の論理

諫早市街の水害の防災効果があるかのようにいつて税金をつぎ込む。国税はもちろん県税をつぎ込むのはけしからん。周辺農民にはなんにもメリットにはならないにもかかわらず、かえって被害が来るという間違った政策に有力者たちが飛び乗ってやったのが開門差止め訴訟ですよ。田畑の冠水被害の防止というのは農民の要求のひとつではある。われわれは農民の要求を否定するつもりはない。国のやり方が悪い

のでこれまで旧干拓地でひどい目にあっている。国のやり方が悪いというのはわれわれと開門差止め農民の意見と完全に意見が一致する。そこは意気投合する。

問題はその後で干拓事業によってこれまで困っていたかかなりの部分が解決された。開門することによってせっかく解決された部分がまたもとに戻ってしまう。それはあり得ない。だから開門絶対反対という論理になるわけですね。周辺の旧干拓地を国から払い下げてもらったが、劣悪な環境のために大変な苦勞をしたどん底時代から今回干拓事業を実施することによって冠水被害防止という一定の飴がきた。その飴がまた開門によって奪われる、それは必ず止めたい。いまの獲得している地点を死守する闘争なんです。逆に言うと同進するための闘争ではない。

農民は一応、開門差止めで勝った。農水省からいえば目的は達した。とたんに農民はもらえる飴がなくなつた。開門は食い止めたわけだからそれ以上無理してたかかってもらわなくてもよい。そうなつたら農水省は干拓地の入植農民の締め付けに転じた。それで現在反乱が起きている。だからいま干拓農地で農民から開門を求める反乱が起きている。

農民でこれまでとは逆に開門を求める訴訟を提起した原告の松尾さんは農水省の手のひら返しと云っている。開門阻止の闘争ではある意味では先頭にたっていたが、勝つても何にも得るものはない。勝つたからといってなんのメリットもない。これだけ努力して勝つてみたら急に手のひら返しされて

冷たく扱われ口実をつけて追い出そうとする。おかしいじゃないかという不満がある。

住民訴訟

住民としては漁民が漁業被害を受けるから可哀そうだから漁民の手伝いをしようかではなく、長崎県民、諫早市民として自分たちはこれだけの被害を受ける。受ける被害を正面から押し出して自分自身の問題としてたかおうではないか。長崎県の税金の使い方がおかしい、諫早市の税金の使い方がおかしいという住民監査請求を組織した。自分の取り組みでないとは真剣な取組みにはならない。他人の応援の問題ではないというのが私の持論です。地域をどうやって発展させていくのが住民としての問題です。

自分のテーマとは何か。それで個人が原告になるのだけ。住民訴訟は納税者でなくてはいけませんが、たんなる個人ではなく、一定の組織の代表者が原告となつて参加するという方針にした。約八〇団体、個人の方も何人かいらしたけど、一定の組織、たとえばお母さんたちの団体、赤ちゃんの粉ミルクについて、県に支援の要求したら「金がない」、「現物を支給しろ」といったら「現物支給は法律違反だ」。「よその県では現物支給している、その県は法律違反をしているのか」という喧嘩をしていた。

長崎県はもうあと少しで再建団体に転落する赤字財政の県

だった。農業公社も廃止される予定だった。もちろん公社自体が金を持っているわけじゃないから、県の丸抱えですよ。県民の税金が丸抱えで使われる。お母さんたちは粉ミルク現物支給せよ、とかかるお金の金額を示す。「金がない」と答える。一方で諫早にこれだけの金額をつぎこむ。おかしいじゃないかという要求になるわけです。民商が運転資金を要求したら「金がない」。自分たちが要求している必要予算ぐらい簡単に組めるではないかと。

非常に勉強になったのが、福岡県でも公立の学校の教員が正規に採用された教員ではない。欠員だらけですよ。採用されているひともPTA予算で採用された教員がいっぱいいる。県立高校の図書館、資格をもった司書さんをおかないといけないと法律上決まっている。しかし、長崎県の公立高校では二割しかない。おかしいじゃないかと。なんできちんと法律通りやらないのか。

諫早市の話ですけど、県、市とバス会社とタイヤアップして、田舎の方もバスが回る。お客を拾っていく。病院とか買い物とか、定期的に運行しているわけです。その県の補助金が打ち切られる。それで運行できなくなる。運行してもらわないと困るなど、自分たちが予算要求しても県が拒否した。

長崎地裁の認定

県は毎年調整池の浄化費用に注ぎ込んでいた

一五億円です。海水を入れたらただちに海水の水質になりま
すからそれ以上に浄化費用はいらない。その不必要になった
一五億を回してくれたら各団体の要求はほとんど実現でき
る。裁判期日の毎回毎回各団体の意見陳述をやった。わたし
は大成功だったと思っています。佐賀の開門請求の判決の半
年前に長崎地裁が先に判決を出す。これは完敗します。完敗
しますけど、住民訴訟の判決はわれわれの指摘を受けて、こ
ういう認定をする。

「長崎県の主張は、自己に有利な事情を誇張し、自己に不利
な事情を軽視しているといわざるをえず、經常收支総括のと
おり、営農が成立することが確実に見込まれるといえるか
は相応の疑問が残る。本件干拓地における営農は、被告長崎
県および国の現在の想定通りできるといふ見込みは信用する
ことができない」

つまり事業計画通りはやれないよという認定なんです。よ
ただ結論では「県が支出した公金がかえってくる可能性まで
ない」とまではいえない」という言い方です。私たちが負けて
いるけれどこれは内容では勝つていいような内容なんです。
開門訴訟で佐賀地裁で勝つてわれわれが福岡高裁に行きま
すね。それと住民訴訟と同じ裁判所に行きます。同じ日に
高裁判決が出ました。判決が一時間違いで先に住民訴訟の判
決がでるわけですね。その判決でわれわれは負けたので、け

しからんと記者会見で怒りを表明している途中でひよつと判
決中の一文をみて気が付いたわけです。なんでわれわれ負け
たのか。福岡高裁の理由付けが面白いです。原告の方はこう
すれば農業は開門の仕方でちゃんとやれると言っている。原
告ができると言っている開門のやり方でやればいい。そうす
れば営農も成り立って税金無駄遣いにはならずちゃんとか
えってくるという判決なんです。これはわれわれが勝つてい
る判決じゃないのと。国や長崎県の言うとおりやればうま
いかない。原告が言うようにやればうまくなるでしょう。
判決はわれわれの主張を逆手にとっている。われわれの言う
ようにやればちゃんとやれるのだと。開門もわれわれが言う
ようにやればやれる。記者会見の途中で私はこれは開門請求
訴訟は勝つよと意見を変えた。それに気づいた。三〇分後
に出る判決負けるとは決まっていけないよ。で案の定、われわれ
が完璧に勝った。判決を出したのは同じ裁判官です。同じ日
に続けて判決を出した。

優秀な裁判官

この裁判官たち、特に裁判長は優秀な裁判官と同僚裁判官
から評価されている人だった。優秀という意味は最高裁認定
のエリート裁判官という意味ではありません。地回りの裁判
官だったんですけど同僚裁判官のなかで尊敬されていた。実
はそのあとの訴訟でもうひとつ勝つわけです。

飯塚で産廃施設の差止め訴訟をやった。われわれは業者相手に勝つ。差止は認められた。ところが業者は逃げて後始末をしない。われわれは県に対して不法投棄をやっているのを取り締まれと要求してきた。福岡県はそんなことではないと抵抗したわけですね。われわれが仮処分で勝った決定文のなかにも「福岡県が取り締まりをきちんとしていない。だから裁判所が止める」とわざわざ書いてある。業者が逃げたものだから、県に対して行政代執行を要求しても県が応じませんから、義務付け訴訟です。行政代執行をせよと県に義務を命じる判決を求める裁判を起こした。地裁で完敗しまして、高裁がこの裁判長のところに入った。この裁判長が認めるわけです。法律違反の有害物質が捨ててあって、住民の健康を害する恐れがあるから福岡県が業者に代わって行政代執行をやれ、もっと早くやらないといけないのにはしからんという判決なんです。

義務付け訴訟のなかでは、給付行政の判決はいくつかあるが、われわれが知る限り、公権力を行使せよと命じたという意味での勝訴判決は最初なんじゃないかと思えます。行政訴訟の専門家じゃないから正確には知りませんが、われわれが調べた限りではまだなかったと思う。これが最初の判決だと思います。

とにかく福岡県を負けさせた。われわれがもっとびつくりしたのは最高裁でも高裁の判決通り、議論にもならず勝ちます。最高裁もこの裁判長の判決を信用しているということ

です。

証人採用をめぐるたたかい

開門を求める訴訟では佐賀地裁でも証拠調べをちゃんとやれとわれわれがやかましく要求する。判決のときには原告の主張に対してその証明はできていないと言ってわれわれを負けさせる。われわれの証人調べ、証拠調べを採用しないで、立証させないで立証不十分で負けさせるなんてそんなバカな判決があるか。そんな判決は許さない。佐賀地裁の進行協議で三回ぐらい裁判長と怒鳴りあった。

裁判長が言うには「主任が来年度の年度末で転勤になる。それまでには判決をしたい。時間的制約があるんだ」。「証人は全部調べろ。そのうえで判決を間に合わせる。我々は訴訟進行には全面的に協力する。両立させるべきだ」と。「われわれを負けさせるときに立証不十分といったら絶対許さんぞ。これは記録に残しておけ」とさんさんわめいたところ、裁判長もむかむかして「わかった。やる」と。国がびつくり仰天して「そんな、とんでもない」言った。「必要なものは期間のあいだに全部やる」と裁判長も開き直った。その通り私たちが要求した証拠調べを全部やった。見事に我々が勝った。佐賀地裁でこのようなことがありまして、福岡高裁にきても現場の人間の証人申請をした。ところが裁判長がせせら笑って「全部却下。結審します」。もともと証人申請を全員

切られる可能性があると思っていたからその場合の対策として忌避することに決めていたのだけど、その場で忌避の理由を言わないといけない。「忌避」と堀先生が叫んで忌避理由をいいはじめました。ところが裁判長が即座に「簡易却下」。忌避の理由がないことはわかりきっている。引き延ばしのためにやっているという認定です。堀先生が「せめて理由ぐらい聞いてください」と、抗議よりも哀願ですよね。裁判長は「聞かなくていいです。引き延ばしに決まっています」。日頃から温厚な裁判長だから強権のにはつきりさると思っていなかった。本当の意味でいい裁判官たちだったのがよくわかります。後の事件も含めてね。むだな審理を避けて、はやく私たちの勝訴判決を出そうと努力していただいたのです。

請求の趣旨

話を本筋に戻すと、運動体を統一しよう、そのために共通の場、一緒にたたかえる場を設定しようねというのが公調委だった。次の訴訟としては長崎県民が自分たちの利益の問題、生活の問題、漁民のお手伝いではないというのをきちんと示そう。長崎県民は自分たちの問題と考えないといけない。それを形で示す訴訟、それが住民訴訟だと。長崎県民が自分たちの生活を守るたかいたとしてこの取り組みをしている。長崎県民の世論づくりね。ひいては全国の国民の税金の問題に

もなる。抽象的な税金の使い方ではなくわれわれの切実な具体的な要求が否定される一方で調整池の浄化費用としてどぶに流されている。この訴訟は原告のなかでも好評だった。これは成功した裁判例だと思う。高裁で敗けましたが、中身をよくみると勝っている。しかも本来の事業目的を正面から問う裁判になった。

問題は、漁民の方の裁判なんですけど、事業が完成したので、請求の趣旨が事業の差止めでもうダメだということになります。請求の趣旨を考えないといけない。ここが難しいのが、環境問題を取り組むみなさん方の考え方、ムツゴロウを守れ、自然環境を守ればわたしの問題意識に馴染まない。そういうグループから出てくる原理原則論は干潟を回復させることだという話がでてくる。干潟を回復するための請求の趣旨は何が一番いいのかというきわめてオーソドックスなものな考え方です。原理原則から言えば基本的に正しいのだと思う。だけどどうやって裁判で勝つことができる請求の趣旨をたてるのか、必ず勝ちたいと思っている弁護士は正直言って当惑しますよね。

その亜流が民主党時代の菅さんなんですけど、野党第一党の環境派のリーダーと自負している菅さんは堤防撤去です。堤防撤去を求めたら干潟も回復する。端的に堤防撤去を求め、なんですよ。環境派も堤防撤去と言えたい納得する。ただ勝たないよねというのがわれわれ弁護士の見解です。勝つ裁判にしたい。われわれは実務流で「いいんじゃないの、

原則の顔は立ててやろう」と。正面からの請求の趣旨は、堤防撤去、それがダメなときには予備的な請求で排水門の常時開門です。私たちが勝っている判決は予備的請求です。

とりあえず一番戦闘力のある環境グループに納得してもらわないと話が前にいかない。主な請求は堤防撤去でいい。予備的に常時開門請求を付け加える。事業の差止めから請求を変えらるということの了解を求めて民主党の菅さん、前原さんに説明しにいったわけです。私の評価は物分かりの良さからいうと前原さんです。民主党の関係者にはずいぶん会ってますけど、前原さんが一番ものわかりが早かった。それも正確に理解する。私達の意見が無条件で賛成した。

その時に長崎のテレビが密着取材していた。菅さんのところに行った。三〇分以上時間をかけて私が「開門請求なんです。ここで勝つんです。堤防撤去は一応言いますけど、勝って実現する見込みはない」と説明した。菅さんが私の説明が終わったあと「わかった。やっぱり堤防撤去だよね」。私はひっくり返りそうになりましたよ。私は長崎のテレビに言った。菅さんが言ったことを記録してあとで放映しろと。頑固といえど頑固、揺るがない。悪く言えば人の話は絶対に聞かない。福島原発のときも他人の話を書かない態度を見せたと思う。

前原さんは素直に言うことを理解した。ただし、それに対する評価は入っていないように思えた。自分の信念があるわけではないのではないかと感じた。菅さんのあの頑固ぶりは

もう嫌だと思いました。「あなたの説明はわかるけどやっぱり堤防撤去はがんばってほしいなあ」ぐらい言えはいいのに。

左陪席

請求の趣旨を変える申し立てをした後、立証を徹底してやらせろ、証人調べを打ち切ったら許さない、という裁判官とのやりとりが始まった。転勤して裁判長が新しく変わったためです。そこで言われたのは来年度の春までに主任の転勤があるときまでに決着をつけたい。わかった、それには協力する。審理には協力するから、その代わりに証人を採用しろ、現地にも行けと妥協案が成立した。国は猛反対したが、裁判長はしつかり一切聞く耳はもたない。「調べるものは調べる」と。裁判長は自分が中心となって判決を書く気はなかったと思います。判決は主任が書く。

裁判長を中心にして右側が右陪席、左側にいるのが左陪席です。傍聴席から見たら逆になる。自分を中心にして右が上、左が下ですね。経験年数が少ないのが左です。福岡高裁もだいたい同じだけど、高裁の場合には右も左も事件によって主任になる。高裁は自分の単独の裁判がない。問題は地裁の場合、右は単独の裁判がある。ひとりで別の裁判をやる。左は原則としてまだひとりの裁判はやれない。だからほぼ全事件左が主任になる。裁判長は主任が書いた起案書に筆を入れる。もちろん合議で裁判長に抵抗できませんよ。だから判決書の

起案は下働きという意味です。内容は合議で決める。合議の通り左が書かないといけない。

そうはいうものの左が優秀かどうかで裁判の運命は変わってくると思います。この佐賀地裁は左がむちゃくちゃ優秀だった。裁判長も今彼がいるうちに書いてもらわないとまた新しい人がきたら結局自分が書かないといけないかと思っただけではないかと思えます。だから彼がいるうちに判決を書かせるよ。それは守ってくれ、という要求になるわけです。この主任に書かせたいというのはわれわれも一緒です。利害が一致した。訴訟の進行に協力はどれだけでもする。審理を詰め込むということになります。

この判決書の主任の話で一番有名な話は、刑事事件で例の再審請求の免田事件で一番で左が主任なんです。自分は死刑判決に反対だったという無罪説です。だけど合議で押し切られて、死刑判決を書かされた。納得できない。やめて弁護士として免田事件の再審に取り組まれることになる。これは公になってる有名な話です。「左の裁判官であるわたしは死刑判決には反対でした。」普通合議の内容は言わないというのが不文律なんですけど。なんで自分が反対する死刑判決を書いたのか。なぜ再審の運動をするのか。納得していません。だからしかりない。これが一番はつきりした例です。

裁判官からの質問

左の主任は、結局、判決のあと、裁判官として外国留学します。優秀な方だったと思います。いうことで審理では証拠調べをバンバンやりました。進行協議で三回以上にわたって裁判長と喧嘩して妥協案が成立して、あとはスムーズに行くようにとお互い協力しあう。

ある日左陪席がわれわれにぼつと質問をした。理屈自体は堤防撤去が正しいですよ。堤防撤去を求めるとい論理的根拠は、堤防建設によって漁業被害が起きている。因果関係が認定されたとする。われわれがいう物権的請求権ですから、妨害物を除け、妨害物は堤防だから、堤防を除けというのはよくわかる。論理的にはすつきりしている。だけど因果関係が認められないとなったときに、予備的請求は開門請求ですけど、やっぱり堤防があつて漁業被害が起きている。開門したら調整池の水が出入りして被害を防ぐことができる。堤防撤去と結局同じ理屈でしょう。そうすると法律の世界では大は小を兼ねる。たとえば百万円の返還請求をしたときに判決は、請求の趣旨を変えなくても二五万円を認めるとしてもいい。今回は大は小を兼ねているという話ではないのですか。予備的請求というけど、大きなうちの一部を認めるかどうかの話なので、予備的請求ではないんじゃないですか。結局は、親亀がこけたら、子亀もこけるという話でしょう。それを区別しておっしゃる根拠があるのですかと質問です。

進行協議で相手の国がいなるときです。「そうしなさいと言っているわけではないですよ」と左陪席が慌てて付け加えた。私の西日本新聞の聞き書きの方でも言ってますけど、われわれは沸き返るわけです。勝つと。裁判官が本気でそう思っているのならわざわざいう必要ないわけです。予備的請求もバツサリ切ればいいわけです。わざわざわれわれに言ったのは、勝たせるためにいい知恵があるのか、その知恵があるのなら主張してほしい、ということをお願いしたいのだということです。堤防撤去は本気で求めませんと私達は最初から言っている。排水門の開門請求ですから。開門を勝たせたいと裁判官が思ったとして、親亀がこけたら、子亀を救う方法はあるのですかとという質問です。

子亀を救う方法

二つあります。ひとつは被害の程度と内容です。被害の程度と内容が、堤防全体を撤去するためには有明海全体の大変な被害でないといけない。ところが開門だったら被害は有明全域に及ぶ必要がない。開門する周辺だけでもいい。範囲と程度も全部違う。有明海全域か、排水門周辺か。

これが公調委の専門委員たちの意見書の内容なわけです。湾内で必ず被害がある。それは明らかです。さらに近傍漁場という言い方をしている。排水門の近くの被害はある。ただ証拠がもうちょっとほしい。それは定性的にといい表現にな

る。有明海全体についてはいいと言っていない。あるという積極的立証が今の段階ではできていない。公調委の専門委員の意見書には開門調査をさせてもらえたら立証できると言っている。本訴の一番大きな証拠です。われわれは公調委の審理でまさか公調委が自分たちが頼んだ専門委員の意見を結論において否定するとは思わなかったから近傍漁場までは勝つと思っていた。裁判所がそれを否定することはできないと思っていた。

もうひとつは学会が因果関係があるに決まっていると言っている。ご承知のとおり、学会は普通そういう見解を出せません。日本海洋学会の学術誌でそう明言した特集を行っている。この中心メンバーが日本の学者の権威なんです。日本の権威が因果関係があると学会として明言している。二〇〇五年ですね。仮処分が負けたときです。佐賀地裁判決が二〇〇八年、福岡高裁が二〇一〇年です。これが最新の学説になります。文字通り、有明海異変の原因究明の雑誌なんです。学者の見解は必ず反論があるから、通常学会名でこういうことは言えない。それはそうでしょう。学者は適当に妥協することはない。だから学会名で工事が原因だと言えたということは、有力な反対意見がないという意味ですよ。だから本当は公調委で敗けるのは信じられなかった。主要メンバーを公調委は審理で全部証人と呼んで証言を聞いたわけですからね。

私はずわざ仮処分の高裁の決定が定性定量という言い方

をして私たちを負けさせたものだから、後の本訴で開門なんて意味がないという国側が出てきたシミュレーションをした証人に対してですけど、「あなたの研究で定量的な研究結果が示せるのはあと何年ぐらいかかると思いますか」と嫌味で聞いた。国側の証人は「ま、百年でしような」と軽く答えた。できないという意味です。私は仮処分私たちを負けさせた決定はあと百年はかかることを要求していると強調した。

できもしないことを要求してわたしたちを負けさせている。だから佐賀の裁判所はわたしたちを勝たせるほかないという確信があった。それで公調委が言っている近傍漁場まで被害を認めればいいじゃないですか。被害が有明海全域に及ぶなんて何も難しいところを議論する必要はない。周辺漁場で影響がでていることだけを認めればいい。そうすれば被害の程度もずっと抑えられる。

堤防撤去ならば被害の程度も範囲も大きいものが要求される。しかし、排水門の常時開門だったらもっと小さくてもよい質的量的な差がでる。われわれはそれでいいと言っている。親亀がこけたら必ず子亀がこけるわけではない。全体で親亀こけても限られた部分で子亀が助かる範囲がある。範囲を限定すればいい。具体的には公調委の専門家の意見を採用して、基本は公調委の意見書に従った判断をすればいい。出てきた証人はその結論を全部支持しているという証言内容だと裁判所に準備書面を提出した。裁判所がこれを認めたのです。

そのあたりの感覚的なものがやっぱり学者とは違う実務家

の実務的感覚ですね。法科大学院ではそういう授業をやるべきだと思えますが、遺憾ながらそのような授業は流行りませんね。原告二千五百人を勝たせる必要はない。この手の裁判は一人でも勝てばいい。堤防撤去は二千五百人漁民原告全員が勝たないといけない。つまり有明海全域にわたって被害が出ている。四県漁民が全員被害を受けている。長期開門調査をやれば全域に及んでいることがすぐに証明できますというのが後ろについているのですが、それは背景事情としてわれわれが言っているだけで、認定に必要な要件事実ではない。そのあたりの呼吸ですね。堤防撤去は認めなくてもいいと最初からわれわれは言っている。だから裁判所は開門を考えている。この両者は使い分けることができる。少なくとも周辺についてはちゃんと認定できる証拠があるということをやったからなるほどということになった。

余談があつて、勝った判決を書いたあと、左が転勤でいなくなつて、次の年に裁判長が大坂高裁に転勤する。佐賀県の弁護士会が主催する送別会のために挨拶で「自分はこの諫早の事件をやつて本当によかつた。自分の裁判官の生活のなかでたぶん一番心に残る事件になる。本当によかつた」といったそうです。

さらに後日談があつて、そのあと大坂高裁で、泉南アスベストという事件があります。高裁にかかった。アスベストもじん肺ですから、判例として参考になるのは筑豊じん肺の最高裁判決の法論理なんです。私は一審判決のときにも応援

弁論した。実は大阪高裁裁判官の右陪席で主任がこの裁判官だった。泉南アスベストの弁護団からは佐賀からきた諫早担当の裁判長だ。この裁判官が主任だ。送別会の話も聞こえている。応援弁論にぜひ来てくれと言われたので私は喜んで第一回の弁論に参加して国の代理人に怒鳴りました。「なぜ、控訴して患者を苦しめるのか。これ以上苦しめることはない。責任ははっきりしているのだから、いまずぐ和解に応じるべきだ」と。裁判官も和解で解決したいと考えていた。結局和解にはならず、原告勝訴のいい判決を書いてその後いろいろな展開はありましたが最終的には最高裁で和解できるようになった。やっぱり裁判官が全体の解決に影響を与えるというひとつの流れですよね。

国に上告を断念させる

われわれは福岡高裁の確定判決の結審の時証人採用をしない裁判官を忌避しましたけど、逆にそれだけ押し込んでいたということですよ。われわれが判決後に国を追いつめるという自信があったわけですね。現に国を押し込んだ。民主党政権というのもありましたけど。高裁で結審後、判決をとってしかも確定させた。つまり最高裁にいかせなかった。そのあとのたたかいても態勢をつくっていた。現に上告を断念させるところまでいった。

後の議論として、この高裁で確定させたのが間違いで、官

僚の希望通り上告させて、最高裁で勝訴判決を取っていれば、官僚はその判決に従うから、開門できた、という意見があります。つまり最高裁判所の判決ならば、国、官僚は従う、と言うのです。しかしこれはウソです。現に水俣病でも私たちが二次訴訟で高裁で勝って判決が確定した時の、病像論が、国の認定審査会の判断は誤っているという判決だったのですが、国は従わず、認定基準を改めませんでした。この時も最高裁判決を取らなかったのが悪いとずいぶん言われましたが、その後水俣病認定基準をめぐる別の裁判で最高裁判決がでて環境省の官僚は「司法判断と行政判断は違う」とうそぶいて従いませんでしたし、官僚は裁判所には従わないのです。「ものごとくは官僚が判断し決定する。これがわが国の根幹だ」とうそぶいているのです。

歴史のイフ

判決が確定ししかも時の総理大臣が判決に従って開門を実行すると国民に約束したにもかかわらず、国、官僚は抵抗をした。農水省は開門するために必要なアセスメントと称して時間稼ぎをして三年間引き延ばした。このアセスメントは開門しないための材料づくりだった。だけど、民主党の赤松農水大臣が早い時期に長崎に来るわけです。長崎は全員一致で開門反対ということで、諫早湾内には三漁協があるが、われわれ

の拠点である瑞穂漁協がちやうど大臣が来たその日にあわせ
て開門決議をするわけですね。「われわれは開門を要求しま
す。ぜひ、大臣、開門を実現してくれ」と全員一致で決議す
る。農水大臣は、知事以下関係者に「長崎県は全員一致で開
門反対だと言っているけど違うじゃないか。湾内の漁協が
全員一致で開門と言っているじゃないか。反対派の説明と現
実は違う。」と。それが開門を実行する正当性になる。大臣
は開門するぞと宣言して、もう一度日にちを取り直して長崎
に来ることになった。

ところが、ちやうどその長崎に来る予定の日に宮崎で口蹄
疫問題が起こって、大臣は長崎に来る予定が宮崎に行つてし
まった。歴史のイフを言えばきりがいい。これがこの時点で
は一番決定的でしたね。農水大臣がこの日長崎に来ていれば、
担当する大臣が開門すると宣言実行に着手する場面だったわ
けです。不運としか言いようがない。その間に農水省官僚が
開門するためにアセスメントをするという触れ込みで、被害
を防止するためのアセスメントをするんですと言って実は開
門しても効果が無いという資料作りをするのです。これがい
かにも農水省官僚です。そのアセスメントづくりで三年間使
うわけですね。その後このアセスメントの内容が開門しても
効果がないという開門をしない口実になり開門差止訴訟の中
心となる資料とされます。

官僚の世界

農水官僚は大臣に従うつもりなんかいい。これは民主党の
大臣だったからではなく自民党の大臣でも同じです。官僚の
意思に反したことを言う大臣にはしばらく首をすくめておけ
ばどうせ大臣は変わる。民主党政権が誕生したときに、人事
の裏話が飛び交った。各省庁事務次官になる予定のひとつが
いる。予定通りに事務次官になって、民主党政権で何か問題点
を追及されて首が飛んだらどうにもならんその人事は控えて
おこうか。エースは置いておいて二番手か三番手か知りませ
んけどその人を事務次官へという人事がおこなわれた。

農水省でこの問題の本省の担当の局長が事務次官になる予
定といわれていた。ところが本省の局長から出先の九州農政
局長になった。普通はどうていあり得ない人事です。財務
省も同じような人事があつたので人材を温存したといわれる。
しかし、出先の局長は矢面に立つことになる。ある意味では
責任をとれという解釈もある。解決して事務次官に戻れと。
解決なんてできるわけがない。この局長は結局われわれから
三年間交渉の場でするし上げられた。結局、その後本省の小
さい研究所の所長に戻った。われわれは気の毒なことをした
と同情して言っていた。

そうしたらそのあとの人事でガーナ大使になった。一国を
代表する立場になった。外務事務次官をしたあとイギリス大
使という人事はありますものね。一流国であれば、外務省で

も事務次官より大使が上という評価もあるのだと思いますよ。山本五十六も海軍省事務次官になった後で連合艦隊司令長官ですもんね。農水省の担当局長を気の毒だと思ったのは撤回です。農水省がいくつかこのようなポストをもっているんじゃないですか。官僚の世界は私たちの想像もしないようなことがあつて面白い。

慣れ合い訴訟

農水省が三年間使つてやつたのは結局、開門しても効果がありません、逆にいろいろ被害がでますというアセスメントですよね。われわれの確定判決の差止め訴訟の証拠は大部分がこのアセスメントによる作られた資料です。三年間を空転させる期間引き延ばしと慣れ合い訴訟の証拠資料集めをやつていた。アセスメントで何も新しい発見はない。みんなコンピュータのシミュレーションです。実際に調査をしたわけではない。

鹿児島島の鹿屋の産廃の差止めの裁判で、東大講師の先生が企業側の証人として排水は原告宅の井戸水にはきませんと言う。おかしいじゃないかと。なぜ、排水が原告宅にこないと言えるのかを説明しないと追及した。するとその答えは「コンピュータに聞いてください。コンピュータがそうなると言っています」と答えて平然としている。結局条件の取り方をひとつひとつ潰していかないといけないことになりま

す。この条件を設定したのはなぜ正しいのか。条件を設定したのはあなただから、なぜこの条件になるのか。違う条件の設定の仕方があるじゃないかという追及をすることになる。この証人はこの追及で条件の設定が誤っているとてんばに叩きのめした。おかしい結論になるのはおかしい条件設定に決まつている。

本当は農水省のアセスメントでも開門判決の差止め訴訟の審理をわれわれにやらせてくれたら叩き潰せた。しかし、国と農民たちの間での慣れ合い訴訟なので国はわれわれにやらせてくれない。私たちが補助参加して国の主張はおかしいと準備書面で証拠資料をいくら出しても国の反対を理由に裁判所は採用しない。

長崎地裁の加担

慣れ合い訴訟に長崎地裁の裁判所が加担したのはとんでもない話です。なぜ、加担したといえるのか。実は裁判所は加担したという証拠資料を残してしまつた。この経過を少し整理してみます。

まず、確定判決を止める仮処分¹の審理が進行する。最初、裁判所は中立だつたと思える訴訟指揮をした。国に対して毎回毎回お説教、それでは国は勝てないと。開門しても防災と農業被害をちゃんと防げるということを主張立証しないといけない。農業被害が起きるのを止めることを口先で言つて

もダメですよ。具体的にどういふ措置をとると主張立証するだけでなく、具体的に予算措置までついているということを示さないといけない。裁判所は毎回、毎回、国の代理人にそう言い続けた。

民主党政権の諫早干拓の担当者の農水副大臣が弁護士さんなんですよ。わたしは『現代農業』という雑誌の「農家の法律相談」というコーナーの回答を三〇年以上やっているが、その担当の弁護士の前任者だったのです。国会議員になったので私が後継者になっている。農業の専門の雑誌の法律相談の記事を書いていた珍しい弁護士なんです。

弁護士同士ですからお互い意見交換して、このままいくと農水官僚は負けるつもりですよと警告し続けた。しかし、農水副大臣が言ったぐらいでは農水官僚も法務省の訟務局も言うことを聞かない。法務大臣でも軽量だったら聞かないでしょうね。

訟務検事は、農水官僚の意向を基本的に尊重して、法務省の省益、ほかの裁判との兼ね合いが矛盾しなければそれでよい。逆に他の裁判に影響を与えるのであれば、農水官僚がどれだけ言ってもダメです。

黒い雨訴訟で控訴して上にかずに従うかどうかという話になった時にも厚労省担当が飲めないとなれば、訟務検事も従わざるを得ないと思いますよ。厚労省が飲んだ場合、ほかの裁判に影響を与えるかどうかの判断になる。ほかの事件の影響をどこまで考えるかという判断がきます。

この裁判の長崎地裁の和解の時訟務局長は最高裁勤務を経験して行政局長をつとめた裁判官ですからその立場の場合、どっちに従うかですよ。だから法務大臣と最高裁出身の訟務局長が対立したわけではなくて、最高裁と農水省官僚組織との合意が成立しているということにならざるを得ない。

結局、長崎地裁で国の和解案についての話を一年間やりますよね。そのとき私たちの持っている確定判決は、長崎地裁の仮処分と本裁判の判決で止められることになる。だから国の案に従って開門しない前提での和解解決というのが長崎地裁の裁判長がとった態度ですよ。

最初の段階では国に勝たせるとは必ずしも思っていないかった。だから予算措置までとらないとダメですよ、と言い続けた。裁判所の訴訟指揮に従って言う通りにしたら国に勝たせるつもりだったと思います。国が勝つつもりならその国の意志に反して確定判決を止めるなんてそんなだいたいそれのことをするなんて裁判長はするつもりはなかったと思います。

ところが三年の期日が迫る。その前に仮処分決定を出さないといけない。予算措置までしないといけない。予算措置の原案を財務省に要求する期日はいつですか、それまで待ちましょうと裁判長は言って、決定を出す予定の日を延ばすことになったわけです。仮処分の審理が延びる。裁判所はそこまで待った。待った段階で、結局、概算要求できちんとした予算措置はとれない。だから国は勝つ気がないということを裁判所は充分理解したわけです。国側がやるべきことをやら

ないから国を負けさせますということにならざるを得ない。それまでの訴訟指揮から言えば当然そうなるはずでした。期日の入れ方をみると裁判所が最初から国に加担して一枚かんでいたとまではわたしは思わない。しかし和解勧告文を出した時点では、明らかに国と歩調を合わせていました。その証拠が勧告文に出てくるのです。

和解勧告文

この時の和解をめぐるのやりとりを整理してみます。国側が時間引き延ばしをして、長崎地裁の確定判決差止の仮処分決定ができる。私たちの確定判決を一旦差止めておいて、その状況の下で和解開始になる。この時最初に和解の話をした福岡高裁の請求異議訴訟の和解勧告文は、話し合いが必要でずというきわめて穏当な勧告文です。大工さんという裁判長が「開門非開門というけど第三の道はありませんかね」とわれわれに言いました。話し合いでそれを探るのであればわれわれは賛成ですよというやりとりを福岡高裁でやる。

それから一週間かそこらで長崎地裁から和解勧告文が出る。これが開門しない前提でという和解勧告文です。福岡高裁は開門しない前提では言わない。長崎地裁の裁判長も福岡高裁と同じように第三の道はありませんかねとわれわれに言ってきた。同じ「第三の道」という表現を使ったので、私は最高裁からこの第三の道という言葉を使ったなんらかの示

唆があったのではないかと考えました。私たちは長崎地裁の裁判長に開門しない前提の話しかしないというのはおかしいのでそれは応じられないが、開門しない前提で議論をまず先にやりましょう。開門しないという議論が行き詰まったら今度は開門するという議論をやってくれるかと裁判長を問い詰めた。裁判長は「やります」と私たちに結局約束した。それなら和解協議に応じると協議に入る。

まず仮処分で確定判決がとめられている。本訴の裁判官が進行しているので翌年の三月までには本訴の判決ができるわけです。そうすると長崎地裁が出す差止め判決が確定した場合にはわれわれがもっている確定判決よりも直近だし効果がある。事情が変わったということとわれわれの確定判決に対する強制執行差止の請求異議訴訟は高裁でわれわれが負ける蓋然性が大きいと和解勧告文に書いてある。だからいまここで和解した方がいいよと。全く同じことを、国の代理人の訟務局長も第一回の和解期日の席上で言いました。

長崎地裁が出す判決は一番判決です。もちろん裁判官が同じだから一番判決は仮処分決定と同じ結論になる。そこまでは理解できるが、その判決が確定すると何故裁判長は考えるのですか。さらにその確定は裁判長はいつとお考えですか。どういう場面ですか。私の常識では、どちらが勝とうが高裁にいく。最高裁にいったりやく確定する。高裁で審理中の請求異議訴訟の結論に影響を与えようというけど、請求異議訴訟はもう結審間際で進行している。この地裁の判決が最高裁

まで行つて確定する前に、請求異議訴訟はとくに終わっている。長崎地裁の判決が確定して請求異議訴訟に影響を与えることができる場面とはどういう場面か説明しろと裁判長に厳しく迫りました。

裁判長は驚くべきことに黙秘権を行使します。答えない。私たちは答えるまで一時間待ち続けました。陪席が休憩、休憩と一生懸命メモを回す。その後も一切この問いには答えませんでした。

裁判長は国を負けさせる判決を書くつもりでいる。本人が書く判決ですから当然内容もわかっていることで、そこまでは訴訟指揮から当然だと思えますよ。問題なのはこの国を負けさせる判決も国は控訴しないで確定させるという確信があつたわけです。高裁で進行している請求異議審の判決前に長崎地裁の判決が確定する場面というのは、国が判決に従い控訴しないということしかありえないのです。でないとならば、勧告文にそんな文章は書けない。国を負けさせる判決について控訴しませんから、われわれを安心して負けさせてもいいですよと、国の代理人が裁判長にそうささやいた。裁判長もその国の代理人の提案に乗った。それがこの和解勧告文に証拠として残ってしまった。

一審判決がそのまま確定するなんて普通は書けない。普通はありえない。裁判長は私たちのこの問いかけに応えられない。質問にも答えようとはしない。結局、その後の経過はこの時の内容の通りになった。国は控訴しないで判決を確定さ

せる。われわれの補助参加者の控訴も勝手に取り下げて控訴させない。

私たちはこの和解勧告文の文章から、その後の展開が予想できたので、その対策のためもうひとつ裁判を起こしておこう。早めに起こしたら国に対策をとられて切り崩しにあらから結審間際に提訴した。今度は補助参加ではなく主体的に独立当事者として参加する。補助参加だと国の意向に反した活動はできない。結局国はわれわれの想定通り、控訴しない。われわれが補助参加人として控訴したら国が勝手に取り下げる。しかしわれわれが独立当事者として主体的に参加した訴訟で控訴したからこの長崎地裁判決は確定判決にしそこなつた。結局、控訴審として福岡高裁にきた。というドタバタ騒ぎがあつた。

このことによつて農水官僚の思惑通り、私たちの開門を命じる確定判決の履行を許さず、絶対に開門しないという最高裁、法務省(訟務局)、長崎地裁三者のオール法曹の一致した策動が行われたことが明らかになつたとしか評価できないと確信しています。

漁業権十年説

訟務検事はもともと裁判官ですよ。裁判官がそんなみつももないことをしているのか。司法の独立はどうなっているのかという疑問があります。われわれと国の代理人として激し

くやりあつていた訟務検事がある日突然別の国相手の裁判の裁判長席に座っている。しかも国を勝訴させる判決を書く。われわれを負けさせる。これはいくらなんでもいかんでしょ。国民のほとんどの方がこのような実情を知らないのではないでしょうか。もし知った場合、それで良い、かまわないと支持されるのでしょうか。私は決して許されぬことだと思つています。

長崎地裁の和解協議の第一回に驚くべきことに訟務局長が自ら東京から長崎まで出張してきて和解した方がいいと私たちにお説教した。私は怒つて「あんたいままで経過を知った上で発言しているのか。われわれは和解した方がいいと何年間も言い続けてきた。国はずつとそれを拒否してきた。何を今頃和解した方がいいなどとぼけたことを言っているのか、これまでのことを勉強してこられい」と怒鳴つた。たぶんにままで怒鳴られたことは一度もないと思ひますよ。黙りましたよ。

私の五十年の弁護士経験で訟務局長が法廷にきたのを初めて見たといつたら、ちゃんと物知りが出て、沖縄の辺野古をめぐる裁判にも出ていてと教えてもらいました。

「漁業権十年は私が考えました」と訟務局長が言った。「あなたが初めて考えたわけでなく、条文にそう書いてあるからみんないままで一応は思いついているけど、誰も裁判上正式な主張として言わなかった。間違いに決まっているから言わないことに意味がある。それをあえて今さら言うことは恥ぢず

かしい」と言い返した。

ちなみに辺野古の訴訟でも地元の漁民が持っている漁業権が問題になりました。結局この漁業権十年という主張は私たちが上告した最高裁で違法な判断として破られます。最高裁から来ていて、しかもその局長が漁業権十年と主張して、それをあえて福岡高裁が採用してわれわれを負けさせた。それが最高裁でお叱りをうけるわけね。判断を誤つた違法な判決だと。福岡高裁に差し戻されて戻つてきている。

なんでそのようなドタバタ騒ぎになるのか。最高裁が否定せざるを得ないような判決を高裁が何故書いたのか。私が考える一番の理由は、その時点で国が主張していた他の理由では勝たせられない。まずとりあえず国を勝たせる理屈が何があってもほしい。

なぜ何があってもとりあえずでも国を勝たせないといけないのか。国は請求異議訴訟で最終的に結果として負けてもしたがらない。私たちの確定判決とそれを差止める判決との板挟みになった形で構わない。そう考えるのであれば結局福岡高裁の漁業権十年を採用して私たちを負けさせた判決時点とそれを破棄し差戻したいまの状況の何が違っているのか。

間接強制金

あのときは私たちが求めた間接強制が国に対してかかってきた。間接強制の金額がどんどん膨れ上がっていた。国は何

が何でも間接強制を止める必要があった。このことについては板挟みでほっとけばいいということにはならない。あの国を勝たせた漁業権十年という判決の直接の効果は、それによって国を勝たせることによってその時点で、間接強制金の支払いを止めることができた。いまは間接強制を止めているから板挟みと言つてほっとけばいい。国はそれで何も困らない。間接強制金の支払は何が何でも止めないといけない。しかし国に勝たせるほかの適切な理屈が見当たらない。十年というのは形式的には成り立つ。しかもあとにほかの事例に影響を与える法律解釈の勝たせ方は困る。

確定判決の実行が権利濫用だなんてそれで勝たせたら裁判実務上大ごとです。そんなもので勝たせるわけにはいけない。漁業権十年で勝たせる理屈は形式論理的には成り立つようにはみえる。その後負けさせても影響がない。実に考え抜かれた理屈です。福岡高裁で勝つて最高裁で敗けても構わない。十年で漁業権が失効するというのは実務に影響を与える。だから最高裁で取り消したら元に戻るので実務に影響を与えない。一番いい理屈だったわけです。

こんな判決を書いた高裁の裁判長もみつともない思いがするけど、最高裁からお叱りをうける。だけどこれを主張した訟務局長はその後札幌地裁の所長、東京高裁の裁判長になつておられるわけです。お叱りは受けるけどお咎めはない。非常に高等戦術だったといま私は確信しています。全体の話としては矛盾がなくうまくやれるわけです。最高裁も間接強制は止

めないと困る。実務に影響を与えない形で高裁判決を取り消す。ウルトラCですよ。なるほど間接強制を止めるための高裁判決だったんだ。とようやく納得いった。国にとつては何よりも間接強制を止める必要があった、ということですよ。

十年説は現場の運用からいつたらとつても困る。十年でそのあと権利がどうなるかわからないのであれば漁民は漁船なんか造れない。銀行は安心して金をその製造のために貸せない。漁船に金を貸したら十年後漁業がどうなるかわからないのはどうして貸せない。そんな判決を認めることはできないのはわかりきっている。しかし、敢えてそれを採用して福岡高裁は私たちを負けさせた。結局やりたかったのは間接強制を止めるためだと考えたらなるほどね。と、とりあえず納得がいきます。

そもそも長崎地裁の裁判長は、確定判決を差止めると自分が書く判決が確定する、国が控訴して争わないことをわかっていた。しかも自らもそれに賛成して加担した。和解協議もその通り実行した。その通りのことが現実には起きた。われわれがそれに抵抗を続けた。というのがその後の状況です。ちなみにこの時の訟務局長は、二〇二二年夏定年退官しました。さらにそのあとの展開についてはまた次回に検討します。

(続く)